

呉市立波多見小学校生徒指導規程

生徒指導は、児童がお互いの人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図るものである。

児童が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成していくために、以下のような規程を定め、指導を行う。

なお、指導にあたっては、子どもの権利条約にある「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4本の柱を基に児童生徒一人ひとりと丁寧に向き合うことを旨とする。

第一章 総則

第1条 目的

この規定は、本校の教育活動を充実させる観点から必要な事項を定めるものである。

第二章 学校生活に関すること

第2条 登下校

- 1 登下校は、決められた通学路を安全に歩行し、交通事故防止に努める。
- 2 始業時刻は、8時15分。
- 3 登校は、7:45～8:00の間に学校に着くよう、考えて登校する。
- 4 下校時は、なるべく誘い合わせて複数で帰るようにする。
- 5 欠席・遅刻の場合、7時30分から8時10分までに保護者が電話か tetoru で連絡する。
- 6 けが等の特別な場合を除いて、原則として徒歩で登校する。また、車で送迎する場合は、必ず大門から入ったスペースに停める。
- 7 病気・けが等の理由で早退する場合、保護者が保健室又は職員室に迎えに来る。保護者との連絡が取れない場合は、学校で待機させる。
- 8 家庭の事情で早退する場合は、必ず保護者からの連絡（連絡帳・tetoru・電話等）が必要。児童を確実に保護者に引き渡せるように、児童は職員室又は保健室で待機させる。

第3条 服装及び上履き等

- 1 運動靴は毎日の学習活動や外遊びなど、活動しやすく、着脱が自分で早くできるものにする。
- 2 シューズの色は白。週末には、持ち帰って洗う。
- 3 服装は自由服とするが、活動しやすいものとする。（性犯罪防止のために配慮する。）
- 4 体育は、体操服（赤白帽子・体操シャツ・ハーフパンツ）に着替える。但し、冬期（11～3月）については、必要に応じて上着を羽織ってもよい。下は汚れたり破れたりしても良いようなズボンやジャージの着用も可とする。
- 5 体操服はハーフパンツ・ズボンの中に入れる。体操服から下着が出ないようにする。
- 6 体育の時の靴下は運動が行いやすいものをはく。（タイツ・ニーハイソックスははかない。）
- 7 体操服で登下校をしない。学校で着替えをする。（運動会は例外とする。）
- 8 赤白帽子をかぶるときは、あごにひもをかける。
- 9 冬期は、登下校のみマフラーや手袋、ネックウォーマーなどの着用可。（但し校内では外す。）耳当ては、音が聞こえにくいこと禁止。事故防止のため、フードをかぶって登下校したり、学習したりしない。（体の調子の悪いときや事情のある場合は、上記の限りではない。）
- 10 体の調子が悪いときや事情のある場合は、カイロを持ってくる。ただし、ポケットから出さない。

第4条 見だしなみ

- 1 後ろ髪が肩にかかるときは結ぶ。髪の毛を結ぶ物は、ゴム・ピンどめ（黒や紺・こげ茶など目立たない色）とする。シュシュや髪飾りは禁止。前髪をとめるピンについては、体育の時間に危険のないようなものにする。
- 2 つめはきちんと切り、清潔にする。

第5条 所持品

- 1 ランドセルで登校する。(遠足・修学旅行・運動会などはこの限りではない。)ランドセルには防犯ブザー, 防犯笛以外はつけない。お守りはランドセルのポケットの中に入れておく。
- 2 学校では名札をつける。ハンカチ, ティッシュを身に付ける。
- 3 学用品, 持ち物全てに名前を書き, 大切に使う。
- 4 学習に必要なもの以外は持ってこない。
- 5 携帯電話の持ち込みは, 原則として禁止する。
- 6 筆箱には, 削った鉛筆5本程度, 消しゴム(消しやすいものがよい)1個, ものさし, 赤鉛筆または赤青鉛筆, (5・6年生は赤青ボールペンでも良い) ネームペンを入れる。
- 7 シャープペンシルは使わない。学年に応じて必要なものがあれば, 担任から連絡する。

第6条 タブレット端末使用

- 1 学校で指定した学習活動に関係すること以外でのタブレット端末の使用はしない。また, 学習に関係のないインターネットサイトの閲覧や利用, SNSの書き込みや配信はしない。
- 2 タブレット端末及びケースの故障・破損・紛失があった場合, 速やかに学校に知らせる。家庭で判断して修理に出したり, 廃棄したりしない。
- 3 タブレット端末の貸し借りはしない。
- 4 個人情報(ID, パスワード, 自分や家族, 友人などが判別できる写真, 動画, 成績, 住所など)を他の人に教えたり, 見せたり, インターネット上に登録したり, 情報発信したり, 聞き出したりしない。
- 5 他の人のデータや提出したものを許可なく変更したり, 削除したりしない。
- 6 取り扱いの詳細は「タブレット端末活用のルール」(別紙)に従い, 安全に利用する。

第7条 給食

- 1 給食当番は, エプロン, 帽子, マスクをして準備をする。
- 2 マスクは清潔なものを持ってくる。
- 3 給食当番以外の児童はマスクをして読書をしながら待つ。
- 4 エプロン, 帽子は, 各自で大切に保管する。
- 5 給食前には, しっかり手洗いをする。

第8条 校内生活

- 1 廊下・階段は右側を静かに歩き, 落ち着いて行動する。
- 2 特別教室に入る時は, 先生の許可を得る。
- 3 他教室へはあいさつをし, 用件を伝えて入室する。誰もいないときは入らない。
- 4 学校を出て, 忘れ物を取りに帰らせることはしない。また, 児童の電話使用は, 原則として認めない。
緊急を要するものについては, 担任が連絡する。
- 5 時間に遅れないようにする。(5分前のチャイムで移動。)
- 6 黙って, 時間いっぱい, 優しい態度で協力しながら掃除をする。(黙々掃除)
- 7 ごみは分別し, 指定ゴミ袋がいっぱいになったら収集場所へ出す。
- 8 進んで気持ちのよい挨拶や返事をする。
- 9 学校の用具, 施設は大切に使う。破損, 紛失した場合は, 必ず連絡する。場合によっては, 弁償する。
- 10 「性的マイノリティ」への柔軟な対応については, 学校と保護者や関係機関が連携し, 児童生徒がよりよい学校生活をおくることができるよう環境整備や, 対応, 支援の在り方を考える。

第三章 校外での生活に関すること

第9条 校区外

- 1 住んでいる地域以外に出る場合は, 原則として保護者同伴とする。
- 2 特別な事情のある場合は, 保護者が責任をもって許可する。

第10条 校外生活

- 1 自転車は、家の人の許可をもらって乗る。
- 2 ヘルメットをかぶって左側通行をする。
- 3 1・2年生は道路では乗らない。
- 4 校庭への自転車の乗り入れは禁止。ただし、練習の場合は認める。
- 5 自転車に乗って他の地域に出ない。交通ルールを守り、正しく乗る。
- 6 自転車は点検をし、悪いところは修理してから乗る。(3年生からは、自転車教室の際にも指導を受ける)
- 7 夜間の自転車での外出はしない。

第11条 遊び

- 1 子どもだけで海・川・池に行かない。釣りに行く場合は必ず大人といっしょに行く。
- 2 火遊びは絶対にしない。(花火は、大人といっしょにする。)
- 3 ローラースケートやスケートボードは、道路上では絶対にしない。
- 4 エアガン・レーザーポインターなどの危ない道具は、使用しない。
- 5 ゲームやテレビの時間は、長時間にならないように、家の人と相談して決める。
- 6 危険な場所には、絶対に立ち入らない。(池・崖・テトラポット・資材置き場・廃屋等)
- 7 大人が留守の家では遊ばない。
- 8 私有地(駐車場や人の家の庭、空き地など)には入らない。

第12条 放課後・休日について

- 1 自分で出したごみは持ち帰る。(おやつは家で食べる。学校や屋外で食べない。)
- 2 学校用具、施設が破損した場合は、必ず連絡する。
- 3 夕方の町内放送があつたら、すぐに帰宅する。
- 4 知らない人の誘いには、絶対に乗らない。
- 5 友達同士の金銭や物の貸し借りはしない。(おごったり、おごられたりもしない。)
- 6 無駄遣いをしない。また、用もないのに子どもだけでスーパーやコンビニエンスストア等に入入りしない。
- 7 児童だけの夜間外出はしない。

第四章 特別な指導に関すること

第13条 問題行動への特別な指導(第14条 4 問題行動対応一覧表 参照)

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に基づき、次の問題行動を起こした生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携し、特別な指導を行う。

- 1 法令法規に違反する行為
- 2 いじめ、授業妨害、試験の不正行為、指導無視、指導への反抗、暴言、暴力、その他の本校の決まりに従わない行為
- 3 その他、学校長が教育上その指導を必要とすると判断した行為

第14条 特別な指導の内容

児童の自己指導能力を育成するという観点から、状況に応じて、問題行動対応一覧のとおり、事実確認、説諭、反省文指導、別室指導、保護者面談等の反省指導を段階的に行う。法令法規に違反する行為については警察と連携する。その他、必要に応じて、教育委員会、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

- 1 別室指導は、別室で自分の行動を振り返り、今後はどのような行動をとることが自他のためになるのかを自書しながら考えさせ、よりよい行動への変容を目的として行う。
- 2 別室指導では、次の内容を振り返る。
 - ①なぜそのような行為をしたのか。
 - ②その行為の結果どうなったのか。(誰に迷惑をかけたのか。)

③どのような行為がいけなかったのか。

④今後、自分はどのように行動するのか。

3 別室指導の期間は、基本的に当日からとする。また、再三の指導に関わらず問題行動が続く場合、期間の延長、別室指導、出席停止などの指導に移行する。

4 問題行動対応一覧表

項 目(きまり)	指 導 内 容
継続した遅刻・欠席 (8時10分までに、保護 者が連絡をする。)	● 連絡のない遅刻が2回以上の場合 ① 保護者に知らせて、改善を促す。(担任) ② 継続する場合、保護者に来校してもらい話し合う。 ③ 事後経過の確認をする。
ルールやマナー違反、 生徒指導規定、学校の きまりに対する違反 ・服装 ・登下校のルール ・公衆道徳に違反する 行為 など	① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 自分の行為を振り返り、反省させるため、別室等で個別指導を行う。その際、自分の言葉で 言わせ、必要に応じて反省文を書かせる。 ③ 集団生活を営む上でルールの大切さ、守る義務について説明する。 ④ 家庭と連携を行い、指導内容と家庭での指導・協力をお願いする。 ⑤ 再発防止のため、学級指導を行う。 ⑥ 必要に応じて、全校指導を行う。
暴力行為 ・生徒間暴力 ・対教師間暴力 ＊ 特別な指導	① 加害児童を落ち着かせる。 ② 事実確認(5W1H)を行う。 ③ 落ち着いた環境の中で自分の行為を振り返らせるためと、周りの児童の安全を確保 するために別室などで個別指導を行う。 ④ 自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ、必要に応じて 反省文を書かせる。 ⑤ 被害児童に心から謝罪させる。 ※ 自分の言葉で何がいけなかったのかを言い、事実確認した内容が言えるまで(反省文に 書けるまで)指導を行う。 ⑥ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 必要に応じて保護者に来校してもらい話し合う。 ⑦ 事後経過の確認をする。
授業妨害 ・授業妨害 ・授業放棄 ・指導無視 など ＊ 特別な指導	① 落ち着いた環境の中で加害児童に自分の行為を振り返らせる。 ② 落ち着いた環境の中で自分の行為を振り返らせるためと、周りの児童の学習環境を確保 するために別室などで個別指導を行う。 ③ 自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を 書かせる。 ※ 自分の言葉で何がいけなかったのかを言い、事実確認した内容が言えるまで(反省文に 書けるまで)指導を行う。 ④ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ⑤ 事後経過の確認をする。
いじめ ・いじめと認知される行 為 ＊ 特別な指導	① 事実確認(5W1H)を行う。 ● 加害児童に対して ② 自分の行為を振り返らせるために、別室で個別指導を行う。 ③ 被害児童の立場に立って毅然とした態度で対応する。 ④ 自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を 書かせる。 ⑤ 被害児童に心から謝罪させる。 ※ 自分の言葉で何がいけなかったのかを言い、事実確認した内容が言えるまで(反省文に 書けるまで)指導を行う。

	⑥ 保護者と連携を行う。 ⑦ 指導後の人間関係に注意を払い、経過を観察する。 ● 被害児童に対して ① 家庭訪問や電話連絡等を行い、児童・保護者の思いを聞く。 ② まわりの児童との人間関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重にする。 ③ 継続的な教育相談やフォロー体制を整える。
盗難・紛失 ＊ 特別な指導	● 加害児童が特定できた場合 ① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 自分の行為を振り返らせるために、別室で個別指導を行う。 ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ④ 事後経過の確認をする。 ● 加害児童が特定できない場合 ① 被害児童の心情を十分考慮しながら紛失物を捜す。 ② 家庭に連絡して謝罪する。弁償できないことを理解してもらう。 ③ 学級指導を行う。(被害児童の気持ちを考え再発防止に努める) ④ 必要に応じて全校朝会で指導する。
万引き・窃盗 ＊ 特別な指導	● 外部(店や警察)からの連絡によって分かった場合 ① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 加害児童に自分の行為を振り返らせるために、個別指導を行う。 ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ④ 被害者(お店等)へ保護者と児童で謝罪できるよう話し合いをすすめる。 ⑤ 事後経過の確認をする。 ● 児童や保護者からの情報があった場合 ① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 情報提供者の不利益にならないように配慮する。 ③ 事実確認が取れたら、再発防止の観点で保護者と話し合う。 ④ 被害者(お店等)へ保護者と児童で謝罪できるよう話し合いをすすめる。 ⑤ 事後経過の確認をする。
器物破損・不法侵入 ＊ 特別な指導	① 事実確認(5W1H)を行う。 ② けがなどの安全確認を行う。 ③ 加害児童に自分の行為を振り返らせるために、個別指導を行う。 ④ 自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を書かせる。 ⑤ 弁償については、管理職と検討して保護者に知らせる。 ⑥ 保護者連携を行う。必要に応じて保護者に来校してもらい話し合う。
喫煙・飲酒等 ＊ 特別な指導	① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 加害児童に自分の行為を振り返らせるために、個別指導を行う。 ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ④ 事後経過の確認をする。
落書き ＊ 特別な指導	● 加害児童が特定できたもの ① 事実確認をした後、自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ必要に応じて反省文を書かせる。 ② 保護者に連絡をし、一緒に落書きを消す。 ● 加害児童が特定できなかったもの ① 事実確認をする。 ② 落書きを消す。 ③ 学級指導を行う。(再発防止) ④ 必要に応じて全校指導を行う。
持ち物 (学習に必要なもの)	① なぜ不要なものを持ってきたか、別室で理由を把握する。 ② 学校に必要なものやお金や携帯電話は預かる。(担任)

やお金,許可して ない携帯電話は持 てこない。)	③ 集団生活を営む上でのルールの大切さ,守る義務について説明する。 ④ 本人に返却し家庭との連携を行う。 必要に応じて保護者に来校してもらい直接保護者に持ち物を返す。 携帯電話に関しては,その際携帯電話・スマホの取り扱いの話をする。
--------------------------------	---

＊ 特別な指導について

場所:別室(少人数教室等)で行う。

内容:① 説諭,反省文 ② 課題学習(基礎学習)

期間:1 時間から半日(但し,問題の程度や繰り返し等により指導期間を延長する。)

※ 校長・教頭が対応する。

＊ ここに示されていない問題行動(SNSトラブルなど)については,その行為の内容を精査して指導に当たる。

＊その他

生徒指導規程の内容については,社会環境の変化に柔軟に対応するため,教職員,児童,保護者などが,必要に応じて確認や議論を行う機会を設ける。